

## 学校感染症にり患した(かかった)場合の対応について

「学校において予防すべき感染症(学校感染症)」と診断された場合は、すぐに学校に連絡をし、医師の指示する期間の登校を控えてください。この期間の欠席は「出席停止」の扱いになります。安心して療養してください。出席停止期間終了後、「学校感染症にかかる意見書(インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外)」または診断書を学校に提出してください。

「新型コロナウイルス感染症」と「インフルエンザ」については、医療機関での記入は不要です。学校に電話で連絡し、受診したことがわかるもの(処方薬の説明書、領収書、明細書など)を後日提出してください。

### 【参考】学校において予防すべき感染症(学校保健安全法施行規則第18条、19条)

	対象疾患	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで(しっかり治るまで)
第二種	季節性インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	医師において感染のおそれがないと認められるまで
	その他の感染症 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、マイコプラズマ感染症、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑、感染性胃腸炎 など	「その他の感染症」は、り患してもすぐに出席停止の対象にはなりません。学校に連絡のうえ、しっかり療養してください。
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

## 参考資料

# 登校可能日確認カレンダー

## 【インフルエンザ】

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

① 発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目～ 登校可能
/	/	/	/	/	/	/

② 解熱した日	1日目	2日目	3日目～ 登校可能
/	/	/	/

## 【新型コロナウイルス感染症】

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

① 発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目～ 登校可能
/	/	/	/	/	/	/

発症日とは…  
発熱やのどの痛み、咳な  
どの症状が出た日

症状軽快日とは…  
解熱剤を使用せずに解熱  
し、かつ呼吸器症状が改  
善傾向となった日

② 症状軽快日	1日目	2日目～ 登校可能
/	/	/